

特許無料開放の作業フロー

段階	作業
1. 特許出願	▶学内の知的財産審査委員会で採択されたものについて特許出願をします。
2. 特許出願の公開 & 優先開示	▶特許出願から1年半後に特許庁より特許出願が公開されます。 (山口TLO会員へは、特許出願の公開前に優先開示される案件もあります。)
3. 特許無料開放 の同意調査	▶特許出願の公開(含優先開示)の案件毎に、特許無料開放に同意頂けるかの調査を行います。(非同意案件は、毎年、継続して調査を行います。) ①単願案件：知財センターより学内の発明者(代表者)へメールにて調査 ②共願案件：山口TLOより共有権者へ文書等で調査後、知財センターより学内の発明者(代表者)へメールにて調査、報告
4. 特許無料開放 案件の公表	▶学内の発明者(代表者)や共有権者から特許無料開放の同意が得られた案件は、山口TLOのHP(http://www.tlo.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/)で公表されます。
5. 企業等からの 申請	▶公表された特許無料開放案件について実施を希望する企業等は、発明の実施許諾に関する同意書を、山口TLO(tlojim@yamaguchi-u.ac.jp)へ提出します。(発明の実施許諾に関する同意書【様式】によく目を通して下さい。)
6. 同意書の受理	▶実施許諾同意書に基づき学内審査を経て、同意書の締結をもって効力が発生します。(同意書が締結されましたら押印後1部返送させていただきます。)
7. 無料実施 の開始	▶同意書締結で、通常実施権の契約が、山口大学と締結されたこととなり、当該特許実施が可能となります。 ①無料期間：同意書締結日より、中小企業は5年、大企業は3年 ②使用形態：通常実施権契約となり、申請者が複数の場合は共同使用 ③単独使用：他の通常実施権保有者が存在しない場合は、独占の実施権契約(有料)の締結可。他の通常実施権保有者が存在する場合は、その通常実施期間終了日までは独占の実施権契約の締結不可。
8. 無料実施 の条件	▶申請者(企業等)は3~5年のお試し期間で実施を行います。その期間の実施料は無料です。但し、申請者は、以下に示す権利化に要する費用の一部を受理通知日から1年以内に支払います。(1年以内に特許の実施を止めると支払いは不要ですが、その後の特許実施はできなくなります。) 〔支払い額〕①中小企業(含個人)：25万円、②大企業：50万円 ③山口TLO会員(中小企業)、大学発ベンチャー：無料
9. 実施契約(有料) への移行	▶申請者(企業等)は3~5年の無料実施を経て、更なる実施の継続を希望すれば、申請者(企業等)と山口大学間で実施契約(有料)を締結します。
10. 実施(有料)	▶申請者(企業等)は、実施契約(有料)を締結後、継続して実施をすることができます。